

## 就労継続支援B型事業所の指定に係る流れ

時 期	手続き	内 容
事業開始予定日の 3～4か月前	(事業者⇔西部県民福祉局) ・事前相談	○事業者は西部県民福祉局に事前相談を行う。
	(事業者⇔市町村) ・開設予定地の市町村との協議 ・市町村の意見書の交付申請	○事業者は税理士・中小企業診断士等専門家の意見を聞きながら事業計画書を作成する。 ○事業者は事業所の開設を予定している市町村に対し、事業計画等の説明・協議を行った上で、指定にかかる意見書の交付を求める。 ○市町村は事業計画書だけでなく、地域の状況を総合的に判断し、指定に対する意見書を作成して事業者に交付する。 ※意見書の交付に当たり、市町村によっては外部の諮問機関等に諮るなどの手続きを要する場合等があるため、意見書交付までの期間は市町村により異なる。所要日数は、各市町村に確認が必要。
事業開始予定日の 2か月前	(事業者⇔西部県民福祉局) ・事前協議	○事業者は指定申請書類(事業計画書を含む)の案を作成し、西部県民福祉局との事前協議を行う。 ※市町村の意見書の交付を受けていなくても事前協議は受けるものとする。
事業開始予定日の 1か月前	(事業者⇒西部県民福祉局) ・指定申請書類提出	○事業者は西部県民福祉局との事前協議を踏まえて、指定申請書類一式を作成し、西部県民福祉局へ提出。 ※事業計画書、市町村の意見書を添付する。 ○申請書類の補正が必要な場合、補正終了後に申請書類を受理。
	(西部県民福祉局) ・指定申請書類審査	○審査期間は、申請書類の受理日から20日間程度。 ○指定基準の適合状況、事業計画書、市町村の意見等を踏まえて、指定を判断。
事業開始予定日前	(西部県民福祉局 ⇒事業者、市町村) ・審査結果通知	○西部県民福祉局は、事業者、市町村に審査結果を通知。
事業開始後	(西部県民福祉局、市町村 ⇔事業者)	○事業者は税理士・中小企業診断士等専門家の意見を聞きながら、事業計画書に沿って適切に事業を運営するよう努める。 ○西部県民福祉局は指定から6か月後を目途に運営状況等を確認し、状況を市町村と共有する。 ○西部県民福祉局は、必要に応じて市町村と連携するなどして、適宜、実施指導等を実施する。